

## 参考資料

- a)「Consumer Credit In The United States」(米国における消費者向け貸付)
- b)「米国の金利自由化」
- c)「ニューヨーク州の小口融資法における金利の上限設定」

2005年6月29日

GE コンシューマー・ファイナンス株式会社  
代表取締役社長 山川丈人

# CONSUMER CREDIT IN THE UNITED STATES

REPORT OF  
THE NATIONAL COMMISSION  
ON CONSUMER FINANCE



DECEMBER 1972

Chapter 7, P113

*Legal Rate Ceilings.* The effect of restrictive rate ceilings is to limit the number of borrowers who qualify for legal credit and reduce the amount of credit supplied (Chapter 6) ...

第7章, 113ページ

**法律による上限金利規制。** 厳格な上限金利規制は、法的信用を満たす借り手の数を限定し、市場に供給される信用量を減少させるという影響をもたらす。(第6章)...

## 米国の金利自由化

米国では、過去 20 年間以上、金利自由化のトレンドがみられる。多くの政府関係者、業界団体、学者らは、上限金利が設定されていると、貸し手が顧客を選別するため、市場での自由競争が制限され、借入の選択肢が狭まりまた実質的に排除されると結論付けた（高リスクとされる借り手は市場から閉め出される）。さらに、金利制限によって、一部の借り手は信用の利用が不可能になるため、無認可または非合法的個人や企業からの借入へ走ることにもなる。金利自由化のトレンドを反映する動向は、以下の通りである。

- 米国議会および裁判所は、連邦および州の認可を受けた業者の両方を含む銀行形態の貸し手に対し、その所在する州から、他の全ての州の借り手に、自由化された金利を「輸出」することを許可した。この金利の輸出許可は、商品購入、キャッシングなどのクレジットカード勘定、および ATM や郵送による無担保ローンなどのクレジットカード以外の商品に関しても適用される。金利の「輸出」機能には、実質的に金利自由化の効果があり、シティーバンクやゼネラル・エレクトリックなどの金融機関は、金利制限のない競争環境で事業展開をすることが可能になった。デラウェア州サウスダコタ州ジョージア州は率先して、クレジット勘定の現金ローンや商品購入に関し、米国内での金利輸出を許可するため、金利法を緩和した。
- 米国議会は、第 1 順位モーゲージ・ローンおよびモービルホーム・ローンに金利規制を課すすべての州法を無効とした。12 U.S.C. § 1735f-7.

今日では、債権回収方法や開示義務といった規制の強化（たとえば、悪質な債権者に対する規制の強化など）と同様、金利規制の廃止が消費者保護につながるという見解が広く認められている。

## ニューヨーク州の小口融資法における金利の上限設定

ニューヨーク州公認貸金業者法（以前は「小口融資法」と言われた）における金利の承認は、刑事利息制限法の上限**25%**の対象とならないことは明らかである。**1980年**以前は、小口融資法では、公認業者に対して融資元本の残高による利率表に基づいて金利の徴収を行うことを認めていた。つまり法令は公認業者に対して、未払い元本残高の最初の**\$ 100**について月利**2.5%**の金利を徴収することを認めていた。(註1) この月利は年利に直すと**30%**に相当するものであり、これは刑事利息制限法による上限を超えるものである。小口融資法は、**1980年**の法律の規制緩和の一環として、業者が「公認業者と借入人との間で合意した」利率を徴収できるように改正された。(註2) 法定利率の承認が刑事利息制限の上限の対象になると解釈されていたならば、規制緩和では、一定の条件のもとで公認業者が採用し得る金利を実質的に引き下げる結果となっていたはずである。これは、規制緩和立法の意図するところではなかったと考えられる。(註3)

同じくニューヨーク州の裁判所も、刑事利息制限法の上限は、公認貸金業者法における金利承認規定に類似した銀行法の金利承認規定に従って銀行が行った融資には適用されないという意見を明確にしている。(註4)

最後に、破産裁判所の付随意見の中で、公認貸金業者法に基づく公認業者は、「ニューヨーク州刑法第**190.40**に基づいて徴収できる金利の法定上限の対象にはならない」と述べている。(註5) 裁判所は「ニューヨーク議会は**100年**にわたり、公認貸金業者に対して、民事および刑事利息制限法で定める金利をはるかに超える金利で小口個人貸付を行うことを容認してきた」とコメントしている。この決定は連邦破産裁判所が下したものであり、必ずしもニューヨーク州法の立証にはならないが、この裁判所の意見は公認小口資金業者が刑法利息制限の対象ではないという見解を反映するものである。

(註1)1980年11月26日の法律ch883、 § 42, ニューヨーク州法1980-59を参照のこと。

(註2)ニューヨーク州銀行法 § 351(1)を参照のこと。

(註3)1980年ニューヨーク州法2560, 2560-61エクゼキュティブ・メモランダムを参照のこと。規制緩和の目的は「法定の金利上限の多くの撤廃」および「金利の市場原理による動きを容認する」ことにあった。

(註4)「フラッシング・ナショナル・バンク対ポイントップ・ビルディング・コーポレーション」の387N. Y. S. 2d8, 9 (上訴裁判所2d部1976) の法事例を参照のこと。

(註5)「ワトキンス対ガーディアン・ローン株式会社」240 B. R. 668, 672 (Bankr. E. D. N. Y. 1999) を参照のこと。